

議案第 22 号

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 4 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表新庁舎整備推進委員会委員の項を削り、同表プロポーザル審査会委員の項の次に次のように加える。

市の鳥選考委員会委員	同 6,400円
------------	----------

別表認知症地域支援・ケア向上事業嘱託医の項の次に次のように加える。

認知症地域支援推進員	日額 9,500円	
生涯活躍のまち推進協議会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 6,400円

別表介護認定調査員の項中「日額」を「同」に改め、同表歴史文化基本構想策定委員会委員の項中「歴史文化基本構想策定委員会委員」を「文化財保存活用地域計画協議会委員」に改め、同項の次に次のように加える。

名勝おくのほそ道の風景地八幡宮（那須神社境内）保存活用計画策定委員会委員	大学教授等	同 15,000円
	その他	同 12,000円

別表学校給食センター運営委員会委員の項の次に次のように加える。

地区公民館長	月額200,000円以内で市長が定める額
--------	----------------------

別表美術指導相談員の項の次に次のように加える。

国体準備担当調整監	同 180,000円
-----------	------------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。